

## 五經正義語彙語法簡記 (三)

野間文史

四一「容或・或容」「悉皆・皆悉」「並皆・皆並」・盡皆・「復更・更復」「更別・別更」「似若・若似・如似」  
「猶尚・尚猶」「親自・自親」「既已・已既」

中古漢語の特徴のひとつとして、複音節語彙が増加しているという志村良治氏の指摘を拙稿簡記(一)で引用し、簡記(二)の三節では、接尾辞を伴う二音節の副詞・接続詞の例として、「く自」・「く復」・「く是」の用例を紹介した。続けて本稿四節では、同意重言の複音節語の例を挙げることにする。

もつとも、たとえば清儒王引之が「經義述聞」中においてしばしば「古人自複語耳」と指摘するように、またその卷三十二「経伝並列二字上下同義」の項でまとめて言及するように、同意重言の例は古漢語にも見えるものである(專著に湯淺廉孫氏「漢文解釈における連文の利用」昭和十六年、文求堂初版、昭和五十五年、朋友書店影印本が有る)。しかし王氏がこのように特に注意を喚起するからには、古漢語ではやはり珍しい用法であったのだろう。しかも王氏が指摘するのは動詞の複語である場合が多いようである。そこで本稿で取り挙げるのは、たとえば次の、

① 縱令土鼓鞀籥、必無文字雅頌之聲。故伏羲作瑟、女媧笙簧、及賁桴土鼓、必不因詩詠。如此則時雖有樂、容或

無詩。(譜-01b)

の例につき、岡村繁氏『毛詩正義注 第一冊』(中国書店 一九八六年)が、

たとえ土鼓や鞀篥があつても、決して文字に書かれた「雅」「頌」の歌はなかつたのだ。だから伏羲の作つた瑟、女媧の笙簧、それに神農の賁桴・土鼓などの楽器は、決して詩詠によつて作られたのではない。以上のようなわけだとすれば、当時に音楽はあつたけれども、あるいは詩はなかつたかも知れない。

と訳し(二九頁)、注釈で劉淇『助字弁略』巻一の「容、或也。容或、重言也」(三一頁)という解説を引用紹介しておられるような、副詞的用法の例である。そのうえそれが重言であるからには、語順が上下入れ替わつてもその意味が異ならないもの、すなわち「容或」に対する「或容」のごとき例である。たとえば次の、

【書】① 冀州自出第二、與豫州同、時則無第一之賦。豫州與冀州第一同、時則無第二之賦。或容如此、事不可恒。(05-05a)の例を、吉川幸次郎氏『尚書正義』(全集本第八卷、三六八頁)では、「冀州が第二等を納める場合は、豫州と同じになり、その際は第一等の賦を欠くし、豫州が冀州の第一等と同じになれば、その際は第二等の賦が欠けるのである。こうなる場合があるというだけのこと、かかる事情が固定しているわけではない」と訳しておられる。「或容」の部分直訳すれば、「あるいはこのような場合があるかも知れないということであつて」となるであろうか。この場合「容或」と「或容」とは同じ意味と見なしてよからう。

以下、右の「容或・或容」のように、同意重言でしかも上下が入れ替わる二音節の語彙の用例として、「悉皆・皆悉」「並皆・皆並」「復更・更復」「更別・別更」「似若・若似」「猶尚・尚猶」「親自・自親」「既已・已既」の例を順次取り挙げることにしたい。

〔容或〕

【左】① 至如定四年、以沈氏嘉歸、經云「殺之」、哀七年「以邾子益來」、傳云「囚諸負瑕」、既有囚殺之文、容或是執。若直言「以歸」、無囚殺之者、則非執者也。(04-04b)

左② 杜云「不書楚、楚不戰」。劉炫用服虔義云「不書楚、楚諱敗不告」。然則必其楚人來告、容或諱敗。若吳人來告、豈代楚諱乎。劉違背傳文、而規杜非也。(50-18b)

公① 然則今此若直「同盟于戲」而已、容或不致。(19-14b)  
〔或容〕

左③ 案下句云「雖免而歸」、則謂甕子當在陳而死。師卦有「輿尸」之語。其言「尸之、或容有此意。但尸字不可兩解、故杜略去之。(23-10a)

左④ 晉雖是侯伯、恐魯不與。若言召兵、或容辭說。言乞則不得不與。釋例曰「乞師者深求過理之辭。執謙以逼成其計」。是解爲謙意。(27-08b)

詩② 至旅而可獻酬交錯、或容失禮、宜於此時設之也。(19-4-15a)

記① 致齊在正寢、疾則或容在內寢。若危篤亦在正寢。(07-09b)

以下は「悉皆・皆悉」の例であるが、これらが「九經疏」には頻出するのに対し、古漢語には見えない用法のように、正史では「悉皆」は「後漢書」(二例)以降、「皆悉」も「後漢書」(七例)以降にその用例が見出せる。

〔悉皆〕

左⑤ 此事無經而發、故解傳意「見隱之賢」。諸無經之傳、皆意有所見。悉皆放之。(04-03b)

左⑥ 此月不雨、未能成災、而書「夏大旱」者、此後雖得少雨、而終是不堪生殖、從夏及秋、五稼悉皆不收。(14-26a)

易① 但易之爲道、廣爲垂法。若限局聖人、恐不逮餘下、故總云君子、使諸侯公卿之等悉皆行之。(01-11b)

書② 不事神祇是紂之大惡。上帝舉其尊者。謂諸神悉皆不事。故傳言百神以該之。(11-05b)

詩③ 唯采蘋越草蟲之篇、其餘在於今詩、悉皆次比。(譜-04b)

公② 若王臣奔他國者、悉皆書月、見別於諸侯之臣矣。(01-23a)

〔皆悉〕

- 左⑦ 蓋以爲「皆據舊例而發義」以下論丘明之傳、「微顯闡幽」乃是經事、故賀沈諸儒皆悉同此。(01-14a)
- 易② 言用易理原窮事物之初始、反復事物之終末、始終吉凶皆悉包羅、以此之故、知死生之數也。(02-31a)
- 書③ 上既云「古人之象」、則法象分在器物皆悉明之。非止衣服而已。(05-08b)
- 詩④ 私服公衣皆悉辭之、由已常自潔清、以事君子故也。(01-2-04b)
- 記② 言禽獸者貓虎之外、但有助田除害者皆悉包之。(26-08b)
- 公③ 春秋之例云、大國君奔、皆悉書月。(07-14b)

以下は「並皆・皆並」の例。「並皆」は正史では「後漢書」以降に多数の用例を見出し得るが、やはり古漢語には無い用法なのであろう。ちなみに「儀禮」有司徹に一例「並皆西縮」として見えるが、これは「並べて皆な西に縮す」と訓み、本節の用例には当たらない。

〔並皆〕

- 左⑧ 先儒所說並皆辟謬、須於此明之、亦以於文不次。故更假問答以明之。(01-22b)
- 左⑨ 易之爲書、撰著求爻、重爻爲卦。爻有七八九六。其七八者、六爻並皆不變。(09-25a)
- 論① 三家即是仲孫叔孫季孫也、並皆僭濫、故此並言之也。(02-02a)
- 〔皆並〕
- 左⑩ 叔孫昭子、心懷憂懼、亦與此同、身皆並卒、故知自裁。(28-21b)
- 論② 天子徹祭所以歌雍者、雍詩云「有客雍雍、至止肅肅、相維辟公、天子穆穆」。是言祭事周畢、有客甚自雍和、而至皆並肅敬。(02-02b)

なお「並皆・皆並」に関連して「盡皆」の例を以下に引用する。古文献では「呂氏春秋」愛類篇に一例だけ「無有

丘陵沃衍、平原高阜、盡皆滅之」として見えるが、これは弧証というべきものである。正史では『晉書』の一例を初出とし、『魏書』六例以降、特に六朝期に頻見する。

**左①** 案苗非懷任之名、何云「擇去懷任」。秋獸盡皆不瘦、何云「蒐索取肥」。雖名通義、義不通也。(03-21b)

**詩⑤** 今中國之人、俱見繫屬於兵役、家家盡皆空虛、是深可哀痛矣。(18-3-07a)

次に「復更・更復」の例。「復更」は「韓非子」と「史記」にそれぞれ一例ずつ見え、「後漢書」以降の正史に多数の用例を見出し得る。「更復」については、実は前稿の「三一」の「復」の項ですでに**左①**・**左②**の例を引用した。ただしこれは接尾辞化した「復」の例として挙げたものであったが、ここでは「更」の同義としての「復」である。もつともこの両者の区別はなかなか困難である。以下には前掲二例以外の同意重言と思われる例を挙げることにする。

〔復更〕

**左②** 劉炫云「廢主謂廢其所主山川、不復更得共祀、故須改其山川之名。魯改二山是其事也」。(06-25a)

**左⑬** 「豈如弁髦、因以敵之」者、「弁」謂緇布冠、「髦」謂童子垂髦。凡加冠之禮、先用緇布之冠、斂括垂髦、三加之後、去緇布之冠、不復更用。故云「因以敵之」。(45-04b)

**易③** 「知之未嘗復行」者、以顔子近幾、既知不善之事、見過則改、未嘗復更行之。(08-14b)

**詩⑥** 政教不加於諸侯、與諸侯齊其列位。故其詩不能復更作大雅小雅、而與諸侯同爲國風焉。(04-1-04b)

**記③** 此自然情性爲變改、不過於此度、此外不復更有餘事、故云「盡於此矣」。(39-19b)

**儀①** 今更設饌於西北隅、復更闔牖戶爲褻瀆故不爲也。(43-04a)

**穀①** 此文即是非禮例日之證、故不復更引他文。(04-01b)

**論③** 子路聞孔子唯將已行、所以喜也。然孔子本意託乘桴激時俗、而子路信之將行。既不達微旨、故孔子不復更言其

實。(03-04b)

〔更復〕

左⑭ 自狐壤以來、與鄭不和、今日復和、故曰「更成」。言更復狐壤以前之好也。(04-01b)

左⑮ 五聲既成中和、罷退之後、謂爲曲已了、不容更復彈作、以爲「煩手淫聲」、鄭衛之曲也。(41-26a)

易④ 此一節是文言第六節、更復明六爻之義。(01-19a)

書⑤ 州牧各監一州諸侯、故言監也。更復「還五瑞於諸侯」者、此瑞本受於堯、斂而又還之。(03-09a)

詩⑦ 不敢更復望福、是所謂能持盈也。(17-2-21b)

論④ 之往也。去所至新國、更復往一邦也。(03-14a)

なお「覆更」もほほ「復更」と同義の語であると思われるが、これはなぜか孔穎達の名を冠する『五經正義』の五つの序に見えるのみである。いま一例『尚書正義』序を挙げよう。

書④ 對勅使趙弘智覆更詳審、爲之正義、凡二十卷。(尚書正義序)

次に「更別・別更」の例。正史では「更別」は『隋書』・『北史』以降、「別更」は『晋書』以降に始めて登場する用例で、おそらく中古漢語というべきものであろう。

〔更別〕

左⑯ 既言此以答子犯、然後復言其不可之理。更別爲之立計、使私許復曹衛以攜。(16-20a)

左⑰ 傳例上下、雖不用筮、但指此卦某爻之義者、即以某爻之變。更別爲卦、即云「此卦之某卦」。(53-08a)

記④ 此則不旅酬之事、而更別言者、以上文總云祭祀、是主人之事、自此以下更別論賓禮之有闕、故重言之。(19-11b)

〔別更〕

書⑥ 以「在察」須與「平均」連言、不復訓「在」爲「察」、故舜典之傳、別更訓之。(02-17b)

⑧ 爵酒器之大名。故儀禮飲解者、亦云卒爵。是爵爲總稱。作者因洗奠之、別更變其文耳。(11-2-034)

⑤ 文王世子云外朝者、對路寢庭爲外。此據路寢門外而稱內朝、明知中門之外、別更有朝也。(29-07b)

なお本節で挙げるべき用例とは異なるが、「別」字に関して、松尾良樹氏「日本書紀」と唐代口語(『和漢比較文學』第三号、一九八七年)に次のような指摘がある。

「く別」……「くごとに」を表すのに、「毎く」ではなく「く別」を用いるのは、北朝系の資料に顕著である。「北齊書」には「色・家・戸・火・道・年」が「く別」を伴って用いられている。

この松尾氏の指摘するような例を『春秋正義』中から二例を見出し得た。拙著『五經正義の研究―その成立と展開―』(研文出版 一九九八年)でも述べたように、「五經正義」は主として北朝学者の義疏を稿本にしたものであるから、松尾氏のいう「北朝系」の例が有るのは、充分に予想できることではある。特に「春秋正義」は隋の劉炫の「春秋述議」がその基本となった義疏であることは、孔穎達が「春秋正義」序で明言するところであった。

左⑧ 諸儒多用彼爲義。如彼所言、則家別一百一十畝、是爲十外税一也。(24-07a)

左⑨ 莊十九年公羊傳曰「諸侯娶一國則二國往媵之、以姪娣從。姪者何、兄之子也。娣者何、弟也。諸侯壹聘九女。然則諸侯娶於三國、國別各有三女。(02-03a)

次いで「似若・若似(如似)」の例。「似若」は『史記』・『漢書』それぞれの「司馬相如伝」の例を含めて二例ずつ、「後漢書」に一例、「若似」は『孟子』に一例見えるのみで、古文獻には稀見の用例である。また「如似」は『宋書』に二例、「南史」に一例見える。「九經疏」に関していえば、「若似」は『公羊疏』に多く、「如似」は『禮記正義』に多用されている。

〔似若〕

左<sup>20</sup> 「中軍司馬」、晉國大夫之最貴者。爲求此官、似若欲使晉厚待然之、令晉知其情耳。(35-07a)

左<sup>21</sup> 諸言「有如」、皆是誓辭。稱先君以徵其言、似若欲晉必從之。(35-07a)

易<sup>5</sup> 言九四陽氣漸進、似若龍體欲飛、猶疑或也。(01-04a)

詩<sup>9</sup> 草木皆自豎立。唯瓜瓠之屬、似若婦人常臥室。故字從「音眠」。(18-5-16b)

記<sup>6</sup> 以黃鍾爲諸律之首、物莫之先、似若無所稟生、故不數黃鍾也。(14-11a)

周<sup>1</sup> 云苦火味、火出入無名似氣者、火乃人所親見、似若有形體之不得、亦是無形、故云似氣、故以苦養之。(05-08a)

公<sup>4</sup> 「名未明」者、弟子本意、正欲問「弑其君之子」、而連「奚齊」「何」之者、恐人不知奚齊之名、爲是先君未葬稱子某、似若子般子野之屬是也。爲是被弑之故稱名、似若諸兒卓子之屬是也。(11-05a)

穀<sup>2</sup> 粟信云、不稱使者、似若專行也。(01-11a)

〔若似〕

左<sup>22</sup> 以孝子之事親不可闕、故備其器物、若似生存。(09-20b)

易<sup>6</sup> 「賁其須」者、須是上附於面。六二帶上附於三、若似賁飾其須也。(03-15b)

書<sup>7</sup> 此浮言流行、若似火之燎於原野、炎熾不可嚮近、其猶可撲之使滅。(09-07a)

公<sup>5</sup> 言上有滅鄆之文、鄆不復爲國。因此之故、遂直言取、若似內自取邑。(22-08b)

穀<sup>3</sup> 經不言遂、重列三國之師、若似更別來城、不因前事、故云「改事然」。(07-02a)

〔如似〕

左<sup>23</sup> 如二君故曰克○正義曰、謂實非二君。雋傑彊盛如似二君、伐而勝之、然後稱克、非謂真是二君也。(02-19a)

左<sup>24</sup> 若不能知其本之可立與否、則不當謀之。如似樹木知其根本之弱、不能生長枝葉。以喻所立之人、材力劣弱、不能保有邦國、蕃育子孫、則不須自強立之。(08-12b)



易⑦ 以陰處陽、以柔乘剛、以此治罪於人、人亦不服、如似「噬乾肉」也。(03-13a)

書⑧ 今我心憂、欲自改過自新、但日月益爲疾行、如似不復云來、恐已老死不得改悔也。(20-12a)

孔安國傳の「如不復云來」を「尚書正義」が「如似」に増幅した例である。

詩⑩ 汝顔色喪喪然、如似塞其耳、無所聞知也。(02-2-20b)

記⑦ 「下如隊」者、言音聲下響感動人意、如似隊落之也。(39-24b)

論⑥ 言回就人衆講說、見回不問、如似愚人。今觀回退還私房與諸子覆述前義、亦足發明義理之大體、故方知回之不

愚也。(01-22b)

次いで「猶尚・尚猶」の例であるが、これは以上に挙げた諸例とは異なり、古文獻にもその用例が少なからず見出されるものである。先ず「猶尚」は「墨子」・「國語」・「左伝」僖公五年にそれぞれ一例、「管子」に四例、そして「呂氏春秋」には八例、また「史記」にも三例見出すことができる。ちなみに馬王堆帛書「春秋事語」の第三章に「□君□□□□而用之、猶尚莫敢不用□」という用例が見えるが、これもやはり同意重言の例と見なすべきであろうか。一方「尚猶」は、「左伝」僖公四年・「戰國策」に一例、「呂氏春秋」に二例、また「史記」に二例見出すことができる。したがって「猶尚」・「尚猶」ともに同意重言の副詞の早い用例というべきであろう。そのことは後述の⑤⑦でもすでに孔穎達が言及するところであった。

〔猶尚〕

左②⑤ 王謂仲子已薨、令咺并致其贈、仲子尚存、贈事須止。幸咺知其未薨、尚致贈、是則不達時宜、恥辱君命。(02-21b)

左②⑥ 書傳言十一者多矣。故杜言「古者公田之法、十取其一」、謂十畝內取一。舊法既已十畝取一矣。「今又履其餘畝」、更「復十收其一」、乃是十取其二。故論語云「哀公曰二吾猶不足」、謂十內稅二猶尚不足、則從此之後、

遂以十二爲常、故曰初。(24-06b)

宣公十五年經「初稅畝」に對する杜預注が「論語」の「哀公曰二吾猶不足」を引用しているのを、「春秋正義」が「猶尚」に増幅している例である。

易⑧ 天地尊大而遠神之難者、猶尚如之。況於封建諸侯行師征伐乎。(02-31a)

書⑨ 呂刑說義和之事、猶尚謂之重黎。(02-12b)

詩⑩ 故知謂休燕間暇之處、宜自放縱、猶尚有常、則朝夕舉動、亦有常明矣。(15-2-01a)

記⑧ 夏與周並言「猶」者、以其既死無所知識、孝子不忍以生禮待之、猶尚阼階以爲主、猶尚西階以爲賓客、故言「猶」也。(07-13b)

儀② 雉與鴈同是合生執之物、以不可生服故殺之。雖死猶尚左以從陽也。(07-02a)

公⑥ 然先生猶尚見之、況其外祖乎。故言「外孫初冠有朝外祖之道」。(10-17a)

論⑦ 言稅十取二、吾國家之用猶尚不足。今若爲令我十取一乎。故云如之何其徹也。(06-28b)

〔尚猶〕

左⑳ 「尚猶有臭」、猶則尚之義、重言耳。猶尚書云「弗遑暇食」、遑則暇也。(12-15b)

「(伝文の)「尚ほ猶ほ臭有り」の「猶」は「尚」の意味で、重言したものだ。あたかも《尚書》に「食するに遑暇あらず」というのと同例で、この場合「遑」は「暇」と同義である」。以上のように「左伝」本文に「尚猶」の用例が有り、それを承けて疏文が指摘する通り、すでに「尚書」にも同意重言の例が見えるわけで、これは本稿冒頭でも紹介した王引之「經義述聞」の「古人自複語耳」の例に該当する。しかし、これらは動詞もしくは名詞の用例の場合が多く、副詞・接統詞の用例はやはり古漢語には稀見のもののものである。

左㉑ 父是親之極、孝爲德之本。於父尚猶不哀、必是不能愛人也。己不愛人、人亦不愛己。己人皆不愛、必將喪家。知其不能保有宗嗣也。(34-08b)

書<sup>⑩</sup> 失前失後、尚<sup>○</sup>猶<sup>○</sup>合殺、況乎不知日食、其罪不可赦也。(07-11a)

穀<sup>④</sup> 案隱元年昧之盟、爲七年伐邾、尚<sup>○</sup>猶<sup>○</sup>去日、何爲二年即執、反云非此所得保乎。(13-02a)

公<sup>⑦</sup> 以晉大國尚<sup>○</sup>猶<sup>○</sup>汲汲於吳、則知諸侯莫敢不至。哀公十三年何休注

次いで「親自・自親」の例。「親自」については、前稿節記三―一の「く自」の項でも一例<sup>左</sup>④を取り挙げた。それは「く自」の「自」が「みずから」の意ではなく、接尾辞化した例であったが、先の「更復」と同様、これが接尾辞の例であるのか、はたまた同意重言の例であるのか、やはり判定が難しいところである。なお「親自」は、すでに「墨子」・「莊子」・「呂氏春秋」・「管子」・「公羊伝」宣公十二年等に一例ずつではあるが見えるし、『史記』にも二例見出し得る。そして「自親」は「漢書」以降に頻出する。

〔親自〕

左<sup>⑲</sup> 注諸侯奔喪非禮○正義曰、昭三十年傳曰「諸侯之喪、士弔大夫送葬」。諸侯親<sup>○</sup>自奔喪會葬、皆非禮。(56-19a)

左<sup>⑳</sup> 正義曰、「在國」與「在軍」相對、「天有菑癘」與下句相連。言有菑癘之時、親<sup>○</sup>自巡孤寡、共其乏困也。(57-06b)

これは「左伝」哀公元年の「在國天有菑癘、親<sup>○</sup>巡孤寡、而共其乏困」を増幅したものである。

詩<sup>⑫</sup> 韓侯親<sup>○</sup>自迎之於彼蹶父之之邑里。(18-4-08b)

記<sup>⑨</sup> 云「禮儀人情其政治也」者、此是人親<sup>○</sup>自行、故云「其政治」、謂聖人行之爲政以治天下也。(22-12b)

周<sup>②</sup> 云「牲事殺割」者、言殺據祭祀之時、王親<sup>○</sup>自射牲。(31-14a)

公<sup>⑦</sup> 左氏傳者丘明親<sup>○</sup>自執筆爲之、以說經意、其後學者題曰左氏矣。(01-04a)

穀<sup>⑤</sup> 以「舉從者之辭」、嫌非自伐、故云「親<sup>○</sup>自伐鄭」。(03-10b)

〔自親〕

左<sup>⑪</sup> 中丘之會、計君自<sup>○</sup>親行。今齊鄭稱人、是使微者從之也。(04-15b)

左<sup>32</sup> 注禮君至卿逆○正義曰、天子尊無與敵、不自親逆、使卿逆而上公臨之。諸侯則親逆、有故得使卿。(06-03a)

詩<sup>13</sup> 則毛意、上四章說王自親行、下二章說王還之後、遣吉甫行也。(10-2-02a)

儀<sup>3</sup> 論語孔子云吾不與祭如不祭」、注云「孔子或出或病、不自親祭、使攝者爲之、不致肅敬於心、與不祭同」。(44-01b)

論<sup>8</sup> 孔子見主人食饌有盛平常、故變色而起也。所以然者主人自親饋、故客起敬也。(05-35b)

本節最後の例として「既已・已既」を挙げる。さて「既已」もまた古文獻にすでに用例を少なからず見出し得る。

「孟子」・「左伝」昭公十九年・「國語」・「呂氏春秋」にそれぞれ一例、また「荀子」・「戰國策」、そして「墨子」・「莊子」・「史記」以下の正史には多数の用例が見える。これに対して「已既」は後掲の一例と、「宋書」顔竣列伝の一例のみで、あるいはこの場合、テキストに問題が有るかもしれない。

〔既已〕

左<sup>33</sup> 策書記注多違舊章者、仲尼既已脩改、不可復知。正以仲尼脩之、故知其多違也。(01-09b)

左<sup>34</sup> 書傳言十一者多矣。故杜言「古者公田之法、十取其一」、謂十畝內取一。舊法既已十畝取一矣。「今又履其餘畝」、更「復十收其一」、乃是十取其一。(24-06b)

書<sup>11</sup> 武王既已勝殷、制邦國以封有功者爲諸侯。(12-26a)

詩<sup>14</sup> 此先云「嗟歎之」、乃云「永歌之」。直言既已嗟歎長歌、又復嗟歎。彼此各言其一、故不同也。(01-1-06a)

記<sup>10</sup> 子貢之意、葬既已竟、神靈須安、豈如速反眞祭安神乎。(07-11b)

公<sup>8</sup> 諸侯之式、不合生名。今陳蔡之君、既已稱爵而書名者、正以諸侯之封、宜受于天子、而受國于楚、故名之見當

誅討、不合爲諸侯矣。(23-04b)

穀<sup>6</sup> 二者既已發傳。(11-08b)

論<sup>9</sup> 亡無也。言顏淵既已死、則無復好學者也。(03-20b)

〔已既〕？

左③⑤ 言子産語「已既知之。知而不行、所以自悔。」(45-15b)

四一二 「當須・須當」・必須・宜須・應須・「當合・合當」・「當應・應當」・必當・必應・宜應・固應・固當・

固宜・正當

本節では、上節の用例とその性格は異ならないものの、『九經疏』中に少なからず見出される「当然・義務」を表す二音節の語彙を特に節を改め、まとめて取り挙げよう。

先ず「當須・須當」の例。「當須」は『漢書』に一例見え、『三国志』以降「旧唐書」までに頻出するが、なぜか『新唐書』以降にはその用例は稀見である。この点からすると、中古漢語にのみ見える語彙であるかも知れない。なお「須當」も『三国志』以降に見えるものである。

〔當須〕

左① 「非所困而困者」謂六三是坎、坎爲水、水之險者爲石、遇石當須避之、非合所困而乃困之、故名必辱也。(36-03b)

左② 言人之養身、當須宣散其氣、勿使氣有壅閉集滯以羸露其形體也。(41-23b)

易① 「眇能視跛能履」者、居履之時、當須謙退。(02-19b)

書① 以聖道弘深、當須詳悉。於是研覈精審、覃靜思慮、以求其理。(01-15b)

詩① 首章上六句、言寒當須衣、故第二章三章說養蠶緝績衣服之事以充之。(08-1-08a)

記① 今既尊賢當須親酌手自授之。故知「不使其弟子無豐」也。(58-16a)

公① 二名者小過、猶尚譏之。況名不辟君、乃小惡之更大者乎。當須正之、亦可知矣。(22-01b)

穀① 諸侯雖則盟罷、當須更與結好。(15-04a)

〔須當〕

左③ 縣士分在四方、不聞火、火之明日、四方乃聞有災、故戒使各保其所應受徵役之人、皆令具備、以待上命、慮有所須當徵之。(48-17a)

易② 「正乎凶」者、正理須當威斷而喪之、是「正乎凶」也。(06-09a)

以下は上下が入れ替わる例ではないが、「く須」の例として「必須」・「宜須」・「應須」を挙げる。「必須」・「宜須」は「後漢書」にそれぞれ四例ずつ有り、「三國志」以降には頻見する。「應須」は「晋書」以降「旧唐書」までに頻出するが、「新唐書」以降には再びその用例を見ない。これまた「當須」と同様、中古漢語の語彙であろうか。  
〔必須〕

左④ 若然、言正月二月則知是春、四月五月則知是夏。不須以月繫時足明遠近同異。必須「以月繫時」者、但以日月時年各有統屬、史官記事唯須順敘、時既管月、不得不以月繫時。(01-04a)

左⑤ 此無駭是公之曾孫。公之曾孫、必須有族。故據曾孫爲文、言「以王父字」耳。(04-13a)

論① 色謂父母顔色也。言爲孝之道必須承奉父母顔色。此事爲難、故曰「色難」也。(01-21a)

論② 學禮若畢、次宜學樂也。所以然者、禮之用和爲貴、行禮必須學樂以和成己性也。(04-27b)

〔宜須〕

記② 「諸侯以龜爲寶」者、諸侯有保土之重、宜須占詳吉凶、故得以龜爲寶也。(23-05b)

論③ 恂恂温恭貌。既還鄉黨、鄉黨宜須和恭以相接、故恂恂如也。(05-20a)

〔應須〕

左⑥ 傳稱「公疾、問後於叔牙」。若有大子、則不應須問。當問之時、似未有大子也。(10-20a)

左⑦ 案民有四民、其老無別、不宜以三種之民爲三老。且士之老者、亦應須恤、不當獨遺士也。(42-10b)

記③ 王既親載耒器、置耒應須近王。(14-21a)

論④ 謂孔子助君祭、在宗廟及朝廷也。既在君朝應須酬答、及入大廟每事須向、並不得不言也。(05-20a)

論⑤ 夫爲國者必應須禮讓。而子路既願治國、而卒爾其言。無所謙讓、故笑之耳。(06-20b)

次に「當合・合當」の例。「當合」は「公羊伝疏」に多く見られる。あるいは北朝系統の用語であったのかも知れない。ただし「合當」の例として引用した二例は、いずれも「合致・相当する」の意味であり、「當合」が入れ替わった当然・義務の用例ではないが、参考までに挙げておく。「合當」が当然・義務の意になるのは、まだ時代が降るようである。

〔當合〕

左⑧ 但夫人以去年七月薨、十一月則當合葬、乃至此年正月、經七月始葬。如此遲緩、必是國家有事、須赦解之。但不知其所由耳。09-22a

公② 言「出奔當誅」者、謂太平之世、民皆有禮。況於諸侯不死社稷、而棄國出奔、當合誅滅矣。(22-07a)

穀② 比之災則爲微、當合舉重、而今竝書之者、是未易災之餘可志而已見其不敬、故兼志之。(04-08b)

〔合當〕

左⑨ 計終此十二月、盡有二萬六千六百六十三日四分日之一。今除去三日四分日之一、整取六旬、合當十二月二十七日。(40-04a)

論⑥ 侃案師説曰、季氏之意、極自允會春秋、合當堯舜。但既多才勝周、而孔子唯云兩代有五人者、別有以也。(04-33a)

次に「當應・應當」の例。「當應」は『後漢書』以降の正史にその用例を見出し得る。「應當」は『後漢書』に三例見えるが、その後も稀な用法のようである。かつて吉川幸次郎氏が「仏説無量壽經の文章」(『大谷学報』一九五八年、全集第七卷所収)において、「その語彙には、当時の口語であるゆえに、他の書物にはあまり使われないものが、と

きどき現れる。……例えば、下巻の末、……の、「応当」である。当然そうすべきであるの意であるが、この意味をいおうとする場合、普通の文語の表現は、「当」か「応」か、どちらか一つである。このように「応当」と二つ重ねるのは、文語の中にはなかなか出てこない」と指摘された用法である。

〔當應〕

左⑩ 但卜葬雖先遠日、但葬是喪之大事、又有虞祔之祭、當應及早爲之使得容其虞祔。(17-20a)

書② 計九州之境、當應舊定、而云禹別者、以堯遭洪水、萬事改新、此爲作貢生文、故言禹別耳。(96-01a)

詩② 若前敵自定、當應速耳。(08-2-08b)

記④ 以朱爲裏、但不知用布繪耳。當應以繪爲之、以其前後旒用絲故也。(11-23a)

〔應當〕

左⑩ 「非所據而據」、謂六三在坎之上澤之下、於蒺藜之間、應當辟之、非合所據而乃據之、故「身必危」也。(36-03b)

詩③ 案春秋相朝動經時月。雖復亂世之法、正禮亦應當然。(19-03-15b)

なお以下もまた上下が入れ替わる例ではないが、当然・義務を示す語彙として、本節の最後に「必當」・「必應」・「宜應」・「固應」・「固當」・「固宜」・「正當」を挙げる。ただし、「必當」・「必應」の場合、当然・義務の意味ではなく、「必ず」に当たる。「必ず」に「必ず」と訓読すべき例も有るので、注意を要する。正史では「宜應」もまた「宜しく」に「必ず」と訓む例も有って紛らわしいが、『三國志』以降の正史に見える。「固應」は『後漢書』・『三國志』に一例、『晋書』に二例、『宋書』に一例、『魏書』に三例見える。これに対して「固當」は『史記』にすでに多用されており、その点で「猶尚」等と同様、古くから使われていた語彙らしい。ただし「固」より「固」に当たる



の場合もあるので、これまた注意を要する。ちなみに馬王堆帛書「戦国縦横家書」の第十四章に「豎之罪固當死」とあるのは、「豎の罪は固より死に当たると訓むべきものであり（佐藤武敏監修・工藤元男・早苗良雄・藤田勝久訳注「馬王堆帛書戦国縦横家書」一六五頁）、この例には当たらない。「固宜」もまた「史記」に一例、「漢書」以降の正史にも見える。最後の「正當」も「正」に「当たると」の意味の場合があるが、これが当然・義務の意味で使用されるのは、正史では「晋書」以降のものようである。

〔必當〕

左⑫ 萬是畢公之後。公侯之子孫、必當復其初始。言此人子孫、又將爲公侯也。及春秋之後、三家分晉、而魏爲諸侯。是其筮之驗也。(11-05a)

「左伝」の「公侯之子孫、必復其始」が、疏文ではそれぞれ「必當」・「初始」というように増幅されている例である。

記⑤ 云凡用樂必有禮、而用禮則不用樂者、以大合吹必當有禮、與族人燕飲、今唯云命樂師作樂、(17-23b)

穀③ 史官記事、必當具文。豈有大聖脩撰、而或詳或略。故知無日者、仲尼略之、見褒貶耳。(01-03b)

論⑦ 子路聞孔子論行藏而獨美顔淵。然若行三軍必當與己、己有勇故也。故問則誰與之。(04-04b)

〔必應〕

左⑬ 禮記内則稱「五帝有史官」。既有史官、必應記事。但未必名爲春秋耳。(01-02b)

論⑧ 言若必是有政事、雖不吾既必應用、而吾既爲卿大夫、亦當必應參預聞之。今既不聞、則知汝所論非關政也。(07-08b)

〔宜應〕

左⑭ 彼以畏晉竊盟、故諸侯之卿、皆貶而稱人。此又畏吳竊盟、宜應貶此三國、經遂没而不書者。(59-03b)

書③ 且豕君百工、初受周命。王當有以戒之、如湯誥之類、宜應說其除害、與其民更始、創以爲惡之禍、勸以行道之

福。(11-19a)

論④ 鄭以為由夫人失事君子之道、故陳此夫人既有舉動之德、服飾之盛、宜應與君子俱至於老。(03-1-04a)

論⑨ 孔子學所異者、言為風政者以孝悌為主。父子天性、率由自然至情、宜應相隱。(07-11a)

〔固應〕

左⑮ 讓位賢君、固應不爾、良史直筆、焉得無譏。(02-28b)

書④ 史錄其伊尹訓、有伊訓・肆命・徂后。其餘忠規切諫固應多矣。(08-17b)

周③ 若然堯舜之時、固應萬里而五服面二千五百里。兩面相距止有五千里、無萬里者。(29-06a)

〔固當〕

左⑯ 廟之遠主、其廟既遷、主無所處、固當遷入祧也。(11-05b)

杜預注の「廟之遠主、當遷入祧」を増幅したものであることが分かる。

詩⑤ 周召風之正經、固當為首。(01-1-02a)

記⑥ 此云「慈母」者、良固當是性行善者。(18-23b)

鄭玄注「謂之慈母、固為其善」を増幅したものであることが分かる。

公③ 諸侯之禮、固當死位、斯不死位、其國合絕。(27-01b)

穀④ 若使卒于師、固當〔阮校引何校に従う〕書之。但無卒于師卒于會者耳。(14-06a)

論⑩ 然則求友之道、固當見賢思齊、同志於勝己、所以進德修業成天下之亶亶也。(01-09b)

〔固宜〕

左⑰ 釋例之文言「莊公宜與齊絕」者、夫人猶尚宜絕、莊公固宜絕矣。(08-04a)

論⑪ 熊埋云、凡童蒙初學固宜聞漸日進、階躡入妙。故先且啓之以小事、後將教之以大道也。(10-06a)

〔正當〕

左<sup>18</sup> 釋例曰「婦人無外行、於禮當繫夫之諡、以明所屬」、是言婦人不合諡也。繫夫諡者夫人而已、衆妾不合繫夫、正當以字配姓也。(02-11b)

左<sup>19</sup> 此公子晉去衛居邢、衛人迎而立之。於法正當書入、宜與齊小白同文。傳言「書曰衛人立晉、衆也」、是仲尼「善其得衆」、故改常例、「變文以示義」也。(03-11b)

以上、本稿では同意重言で、上下が入れ替わる二音節の語彙を中心に、その用例を『九經疏』中から取り挙げてきた。ほとんど原文の引用のみに終始したのはいささか残念であるが、ただ今回、前稿までのものと相違するのは、正史の用例を紹介したことであろう。これは実のところ、ひとえに台湾の中央研究院計算中心が公開しているインター・ネットのデータ・ベース検索「漢籍全文資料庫」(<http://www.sinica.edu.tw/fms-bin/fmsw3>)の利用によるものである。すでにこれを利用しておられる方には周知のことではあるが、現在この「漢籍全文資料庫」には「二十五史」をはじめ「十三經經文」や主要な先秦の諸子文献、そして大部な『通典』・『文選』(なんと李善注まで)、さらには近世の「朱子語類」等の文献が収められている。三年前にはほとんど考えられなかった膨大な文献の検索が研究室や自宅に居ながらにして可能となった。今後はインター・ネット上によるデータ・ベース検索のみならず、現在刊行中の「逐字索引」シリーズの継続、また漢文文献のCD・ROM化と併せて、いずれ中国学研究の形も変わってこざるを得なくなるであろう。なお、いままでのところ「漢籍全文資料庫」は「十三經注疏」にまでは及んでいないようであるが、これがデータ・ベース化されれば、本稿のごとき論考はもはや不要のものとなるのであろうか。

(本稿は平成十年度科学研究費基盤研究(C)(2)の成果の一部である。)

The study of Chinese language  
in *Wu Jing Zheng Yi* 《五經正義》 III

Fumichika NOMA

This present paper is a study of Chinese language in *Wu Jing Zheng Yi*.

In this article the present author attempts to clarify the idioms as follows:

1. “容或・或容” “悉皆・皆悉” “並皆・皆並” “盡皆” “復更・更復” “更別・別更” “似若・若似・如似” “猶尚・尚猶” “親自・自親” “既已・已既”
2. “當須・須當” “必須” “宜須” “應須” “當合・合當” “當應・應當” “必當” “必應” “宜應” “固應” “固當” “固宜” “正當”